

滋賀県がんと向き合う週間実施要領

1 趣旨

がんは、我が国および滋賀県における死因の1位を占め、男性の2人に1人、女性の3人に1人が、生涯のうちでがんに罹患する可能性があるとして推定されている。がんは、まさに、県民の生命、健康および生活を脅かす重大な問題となっている。

この問題に対応するため、県と市町による啓発活動や保健医療福祉関係者の取組はもちろんのこと、県民ががんに関する正しい知識を身につけ、がんの予防や早期発見、治療に主体的に取り組む必要がある。

また、医療の進歩によりがんに罹患した者の就労、就学等の問題が従来にも増して大きな課題となっている。そこで、がん患者とその家族を社会全体で支え、治療と生活を両立するための取組を進めることも重要である。

「滋賀県がん対策の推進に関する条例」では、県民および事業者の間に広くがんに関する理解と関心を深めるとともに、がんの予防、早期発見等に関する自主的な取組への意欲を高めるため、毎年2月4日から10日までを「滋賀県がんと向き合う週間」と定めている。

県のみならず関係機関・団体の協力が一体となって本週間における啓発活動等を展開し、がん対策への取り組みを推進する。

■根拠「滋賀県がん対策の推進に関する条例」平成25年12月25日公布、施行

第24条 県民および事業者の間に広くがんに関する理解と関心を深めるとともに、がんの予防、早期発見等に関する自主的な取組への意欲を高めるため、滋賀県がんと向き合う週間を設ける。

2 滋賀県がんと向き合う週間は、2月4日から同月10日までとする。

3 県は、滋賀県がんと向き合う週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

2 主催 滋賀県

3 協力機関・団体 (別紙1)

患者団体、事業者団体、保険者・産業保健機関、報道機関、健康づくり・がん対策団体、医療機関・団体、医療職能団体、県議会、市町、労働行政機関

4 実施期間

毎年2月4日から10日(前後の期間を含む)

5 重点目標

県民および事業者の間に、広くがんに関する理解と関心を深める。

また、がんの予防、早期発見等に関する自主的な取組への意欲を高める。

6 キャラクター・ポスター

(1) キャラクター（別紙2）

滋賀の健康づくりキャラクター「しがのハグ&クミ」

(2) 滋賀県がんと向き合う週間ポスター（別紙）

7 実施事業等

主催者および協力機関・団体は、重点目標に沿って「滋賀県がんと向き合う週間」の趣旨にふさわしい事業を実施する。

新型コロナウイルス感染症等の予防のために、実施にあたっては各種ガイドラインを遵守すること。（別添：業種別ガイドライン）

<事業の例>

(1) 週間の周知

テレビ放送、ポスター掲出、広報誌掲載、有線放送等

(2) 資料の配付

がんに対する関心を高めるため、がんの基礎知識、がん検診等がん対策にかかるパンフレット等を配付

(3) イベントの開催、協力

①主催者 イベントの開催、協力等

②協力機関・団体

主催者のイベントへの協力、参加

講演会、研修会、パネル展示等の開催

(4) その他

上記の他、本週間の趣旨に沿った行事等を実施

8 実施計画および結果の情報提供

協力機関・団体（県機関を含む）は県（健康医療福祉部健康寿命推進課）へ実施予定および実施結果を報告する。

県は、協力機関・団体から了解が得られた取り組みについて報道機関等へ情報提供する。

(1) 実施予定報告（様式1） 1月11日までに県へ報告する。

(2) 実施結果・次年度予定報告（様式2） 3月3日までに県へ報告する。

附則 この要領は平成26年12月1日から施行する。
この要領は令和元年12月17日から施行する。
この要領は令和2年12月23日から施行する。
この要領は令和3年12月14日から施行する。
この要領は令和4年12月20日から施行する。